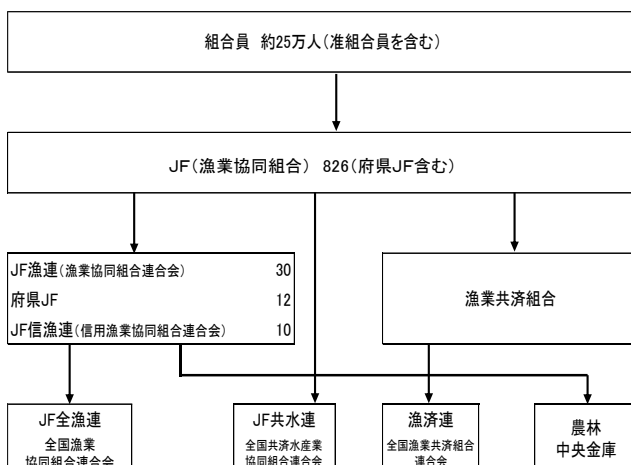


2025年11月20日
全国漁業協同組合連合会

第124回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会ヒアリング 提出資料

1. JF全漁連・JFグループとは

- 「JF」とは、主に沿海地区で操業する漁業者が組合員となって組織する「漁業協同組合」で、11月1日現在、全国に826のJFが存在。
JFが会員となり県域段階で「漁業協同組合連合会（JF漁連等・JF信漁連）」が組織され、全国段階にJF全漁連等が組織されており、全体をJFグループと総称。
- JF（漁協）は総合事業体として、漁業者（組合員）の漁業経営や生活に不可欠な販売事業や購買事業、信用事業、共済事業等を実施するとともに、水産資源の管理をはじめ社会的・公共的な機能・役割を果たしている。



○漁協の行う事業(主なもの)

販売事業 産地市場の運営等(セリ・入札等)
 購買事業 漁業用燃油・資材類の調達と供給
 指導事業 資源管理、漁場管理、新規就業者の育成 等
 信用事業 貯金の受入と資金の貸付
 共済事業 JF共済(チョコー、ノリコー等)、ぎよさい、漁船保険 等

○半数以上のJFが、5人以下の職員で運営されている。

職員数	組合数	割合
0～2人	219	28.3%
3～5人	192	24.9%
6～9人	107	13.8%
10～19人	138	17.8%
20人以上	118	15.2%

2. 漁業における暫定任意適用事業の見直しにあたって

- 日本全体で人材不足となっている今、労働者保護や人材確保の観点から、雇用主が労災保険に加入し、労働環境の改善をしていくことの意義は大きい。
- 国として制度改革が決定されれば、厚労省・水産庁と連携して事業者の把握や円滑な施行に向け、組合員に対し周知を行っていく。
制度を十分に理解できていない漁業者も多いと考えられるので、厚労省においてQ&Aや漁業者が一目で加入することにメリットがあるとわかるような資料の作成などを検討いただきたい。
- なお、漁業は、絶えず変化する海をはじめ自然を相手にする産業であることから、就業形態（漁法や雇用、就業時間等）も合わせて変化する。こうした実態を慎重にとらえるとともに、零細漁家への周知や事務負担等に配慮しつつ、以下に掲げる課題を解消した上で進めていくためには、施行まで十分な期間が必要である。

3. 漁業における課題

(1) 漁業の特殊性

- ・ 漁業における特殊性として、季節ごとに異なる種類の漁業を行う者も多いなど実態がつかみにくい事情があることも考慮すべき。
- ・ 特に近年は、地球温暖化に伴う海洋環境の激変によって、来遊魚種の北上をはじめとした漁場形成の変動や不漁等、操業機会の変化が激しく、魚種・漁法の切り替えや、漁船漁業から養殖業への転換など現場での変化が進んでおり、漁業就業のあり方が変わっていくため、これまでの情報だけでなく、新たに実態をつかんでいく必要がある。

(2) 労災保険の事務手続について

- ・ 労災保険の加入および給付請求にかかる事務手続について、現状においては、漁協で対応している場合もあれば、商工会議所等の労働保険事務組合を利用する場合や個人で行っている場合もある。他方で、ＪＦごとにマンパワーや地域における事情も異なり、事務手続について、職員５人以下で運営される零細なＪＦが過半を占める中、新たに増える部分に対応することは、物理的に難しい。
- ・ 漁業者が取り残されないように対応するために、制度の周知や加入及び給付請求等の事務手続については、労働基準監督署による丁寧かつ継続的な対応が必要。
特に万一の労災事故発生時には給付請求手続が遅滞なく円滑に行えるよう、労働基準監督署等からの丁寧なサポートをして頂きたい。
- ・ 全国的に事務手続を引受けていただける労働保険事務組合の紹介や、労働基準監督署の職員にＪＦを訪問いただき、書類の作成指導等の場を設けるなどを検討頂きたい。
- ・ また、個人でも事務手続を行えるよう、単にオンライン申請を推進するというだけでなく、分かりやすい申請フォームの作成や申請マニュアル等の整備も必要。

(3) 自助共済とのすみ分け

- ・ また、漁業における事業主は、共済団体の全国共済水産業協同組合連合会（ＪＦ共水連）が行うＪＦ共済をはじめとした各種の民間保険に加入し、既に労働災害へ対応している者も多い。
- ・ 例えば、ＪＦ共済「ノリコー傷害共済」（乗組員厚生共済）は、労働災害はもちろん、労働災害以外の補償や、事業主自身も補償範囲としている。自助として民間保険に加入している漁業者も少なくないことから、こうした漁業者が混乱しないようあらかじめ準備するため、国におかれては、これらの団体等にも情報共有を図った上で、必要な準備期間を設けていただきたい。

（参考）ＪＦ共済「ノリコー傷害共済」における小規模漁業者[※]の契約件数

7, 290件（加入員数：14, 796人）

※ 傷害共済Ⅰ型、総トン数5トン未満、共済期間1年の契約数。なお、労働者の雇用人数別では分類されておらず、また、小規模経営体をまとめて漁協が一括で契約している契約や家族経営の契約を含めて集計。

(4) 労災保険率について

労災保険への加入をスムーズに進めるためには、漁業における労働安全教育や災害発生率を下げることによる労災保険率の引下げも重要。

(5) 一人親方等の特別加入制度について

現状、漁業における一人親方等については、「採捕の事業」のみが対象となっており、養殖の場合、原則として※特別加入をすることができない。

(※「特定フリーランス事業」の対象となる場合に限り、事業主のみ特別加入可能。)

こういった問題が解消され、漁業全体として労災保険加入が進むことが、労災保険加入への意識の醸成にも繋がることが期待されると考えられる。

以上